

「研修履歴を活用した対話に基づく 受講奨励」の進め方について①

～教員研修の基本的な考え方とこれまでの
教員研修の経緯～

(校長対象 1/3)

東京学芸大学

特任教授 伊東 哲



Gakugei 東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

1 本動画の作成目的と構成について

- ◆ 本研修動画は、令和5年4月から実施される「新たな教師の学びの姿の実現のための研修推進体制」における「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」に向けて、直接の指導助言者となる校長の指導助言力を高めることを目的とする。
- ◆ 本研修動画は、以下に示す3部構成とする。
 - 第1作** 「教員研修の基本的な考え方とこれまでの教員研修の経緯」（校長対象 1/3）
 - 第2作** 「対話に基づく教員への受講奨励に関わる指導助言の実際」（校長対象 2/3）
 - 第3作** 「校内における研修推進体制の構築と学びの文化の醸成」（校長対象 3/3）

2 本動画作成の基本的な考え方

- ◆ 本動画は、令和5年1月末段階で作成されたものであり、その時点における国からの情報等を拠り所として、いち早く新年度の準備を模索するための情報提供である。
- ◆ そのため、各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会が作成する教員育成指標や教員研修計画は示されていない状況にある。
- ◆ こうした中で、今後の学校における「新たな教師の学びの姿」を実現するための研修推進体制の構築や、校長等の指導助言力を高めることをねらいとして、想定できる事前の準備や学校運営に関する事項についていち早く示したものである。
- ◆ 各学校におかれては、本研修動画を参考とされ、本年4月以降における「新たな教師の学びの姿の実現」を目指した教員研修が少しでも円滑に実施できるよう、ご準備いただければ幸いである。

3 研修の意義

- ◆ 研修は、人材育成の基本的な要素の一つであり、職場や勤務地を離れ、研修センターなどの施設に通い、一定の人数が集合して行うことが多いため、Off-JT(Off the Job Training)とか通所研修と呼ぶことがある。
- ◆ 研修は、「最新の情報や高度な知識を集中的・効果的に収集・習得できる」、「異なる職層や校種の人々と交流できる」などのメリットがあるが、近年、こうした研修の意義は認めつつも、職場を離れて研修センターなどに通わなければならないということに、教員の負担感や多忙感との関連から見直しを求める指摘も多くなっている。
- ◆ とりわけ、所管する地域が広域の地区においては、研修センターまで通うことができず、宿泊を伴わなければならない場合もあり、オンラインによる研修などが求められるようになってきている。
- ◆ 人材育成の三要素
 - ① 研修Off-JT(Off the Job Training)
職場以外の研修機関で学ぶ。教職員研修センターでの通所研修など。
 - ② OJT(On the Job Training)
日常的な職務を通して、必要な知識や技能などを意図的・計画的・継続的に高めていく取組
 - ③ 自己啓発 (Self-Development)
自己啓発。個人が自発的な意思で行う学習、能力開発。読書や通信教育、勉強会など。

4 教員研修の法的根拠

◆ 教育基本法第9条（教員）

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

◆ 教育公務員特例法第21条（研修）

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

◆ 教育公務員特例法第22条（研修の機会）

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

◆ 教育公務員特例法第22条第2項

教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

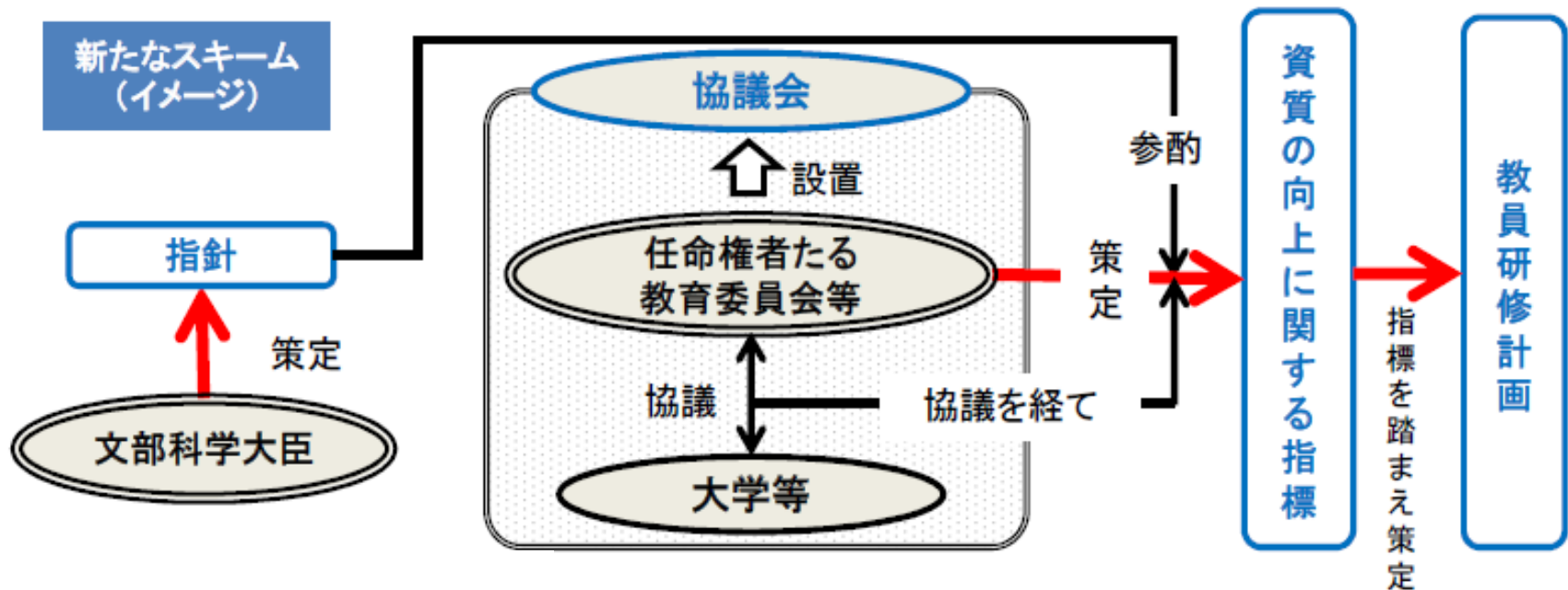
◆ 教育公務員特例法第22条第3項

教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

5 教育公務員特例法に基づく教員研修制度

- ◆ 平成28年11月28日、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布
 - ❖ 教育公務員特例法第22条の2
文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する**指針を定めなければならない**。
 - ❖ 第22条の3
公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する**指標を定めるものとする**。
 - ❖ 第22条の4
公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための**計画を定めるものとする**。
 - ❖ 第22条の5
公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための**協議会を組織するものとする**。

平成28年の法改正による教員研修制度の姿



「教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要」平成28年11月28日（文部科学省）から作成

- ◆ 全国の公立学校の教員研修は、国が策定する指針を各任命権者である都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会が参酌する中で指標を策定し、それを踏まえた教員研修計画を定めるようになった。
- ◆ 指標の策定にあたり、各任命権者は大学等との協議を経ることになった。
- ◆ この改正により、体系的な研修制度が全国的な規模で整備された。

※ 教員免許更新制について

◆ 開始時期

平成21（2009）年4月1日より導入

◆ 目的

その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とするもの

◆ 法的根拠

・ 旧教育職員免許法第9条の2

免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

・ 旧教育職員免許法第9条の2③

免許管理者は、免許状の更新の申請があった場合には、免許状更新講習の課程を修了した者又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要のないものと文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、免許状の有効期限を更新するものとする。

◆ 免許状更新講習の内容

教職課程を持つ大学などが開設した3つの領域の中から必要な講習を選択・受講

- ・ 必修領域（6時間以上）全ての受講者が受講する領域
- ・ 選択必修領域（6時間以上）所有する免許状の種類、勤務する学校の種類
- ・ 選択領域（18時間以上）受講者が任意に選択して受講する領域

※ 教員免許更新制の発展的解消について

◆ 教育職員免許法の一部改正

教育職員免許法と教育公務員特例法については、「新たな教師の学びの姿の実現のための研修推進体制」の構築をはかるため、**令和4年7月1日に一部が改正**された。

◆ 教育職員免許法第9条～第9条の4等の削除

- ・ **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。**

◆ 教育職員免許法附則第3条の新設

- ・ **施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

◆ 免許法別表第8

- ・ 普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

◆ 免許法別表第1備考第6号

- ・ 主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

6 新たな教師の学びの姿の実現のための研修推進体制

- ◆ **趣旨** 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質・能力を育成するために、一人一人の教職員が確実に学びの契機と機会が提供されるよう、教育委員会における教職員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した対話に基づく受講奨励等の仕組みが導入されたもの
- ◆ **開始時期** 令和5年4月1日より
- ◆ **具体的な改正内容**
 - ・ 教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化
 - ・ 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現
 - ・ 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定
- ◆ **実施する主な内容**
 - ① 任命権者は校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。
 - ② 指導助言者は校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員の研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。
 - ③ 指導助言者は独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。
 - ④ 教員研修計画に資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

新たな研修制度のイメージ

国 教師の資質の向上に関する指針

※ 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者

任命権者

参酌

(1) 教員育成指標の策定

(2) 研修等に関する記録

研修実施者

(3) 教員研修計画の策定（毎年度）

※ 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者

指導助言者は、(1)～(3)に基づき、

- ・ 校長及び教員からの**相談対応**
- ・ 資質の向上の機会に関する**情報提供**
- ・ 資質の向上に関する**指導助言**を行う

※ 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定

指導助言者の求めに応じ、資質の向上の機会に関する情報の提供等

教職員支援機構・大学等

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要」
(文部科学省) より作成

引用・参考文献

- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要」平成28年11月28日（文部科学省）
- 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要」（文部科学省）